

平和主義



(i) 平和主義と自衛隊

憲法 9 条

[第1項] 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる〔 〕と、武力による〔 〕又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
 [第2項] 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の〔 〕は、これを認めない。

以上の条文にある通り、9条第1項にて〔¹ 〕、第2項にて「戦力の〔² 〕と〔³ 〕の否認」を定めている。この前提がある中で、日本はどのように安全保障体制を作ってきたのだろうか。

■平和主義制定の背景

日中戦争～WW2 を通して、日本は 300 万人以上の死者 → 戦争を 2 度と起こさせない確固たる決意
 憲法前文では戦争放棄の理念が記載され、全人類に〔⁴ 〕を保障する姿勢が確認された。

Q,では、なぜ日本には自衛隊や米軍基地があるのか？

⇒ 戦後のアメリカの動きが関係している

■第二次世界大戦後の日米関係

戦 後	GHQ の管理下に入った日本	GHQ は、日本に対し 軍隊の放棄 を指示→平和国家の実現を目指す
冷戦の勃発（アメリカを中心とする西側 VS ソ連・中国などによる東側）← 日本はアメリカ側		
1950	〔 ⁵ 〕勃発 〔 ⁶ 〕発足	これをきっかけに、GHQ は日本へ 再軍備の指令 を実施
1951	サンフランシスコ平和条約 : 占領の解除 〔 ⁷ 〕締結 : 米軍の〔 〕と〔 〕を認める	
1952	〔 ⁸ 〕に改組	
1954	〔 ⁹ 〕として強化 : 同年に制定された自衛隊法に基づいて、業務を実施	

この自衛隊などの部隊は、憲法で禁止されている「戦力」にあたるのでは？という違憲論が唱えられてきたが、解釈を変化させながら活動を存続させている。



「警察予備隊の目的は治安維持にあり、**軍隊ではない。**」(1950年 吉田茂首相)



「憲法が禁じている戦力とは、自衛のための最小限度を**超えるものを指している。**」(1972: 田中角栄首相)



「我が国と密接な他国に対する攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされる場合、国民を守るために他の手段がないのであれば**必要最小限の実力行使は自衛のための措置として憲法上許容される**」(2014: 安倍晋三首相)

■日本の防衛政策方針

- (1) 〔¹⁰ 自衛隊の統制は文民（＝¹¹ 自衛隊を統轄するのは文民（＝ ）であるとする考え方）〕
- ・自衛隊は が最高指揮権 をもち、国会や政府の統制下におく
 - ・内閣には国防に関する審議を行なう〔¹² 内閣審議委員会（日本版 NSC）が設けられている〕
- (2) 〔¹³ 専ら防衛目的に必要最低限にとどめる〕：相手から武力攻撃を受けた時に初めて防衛力を行使し、その行使は自衛のための必要最低限にとどめる
- (3) 〔¹⁴ 専ら防衛目的に必要最低限にとどめる〕（1967 佐藤栄作内閣が表明、1971 国会で決議）
＝ 「核兵器を もたず・つくらず・もちこませず」

(ii)アメリカとの関係

1951 **日米安全保障条約**調印 …米軍が日本に駐留することを認める。日本は必要な基地を提供しただけ！

- 1960 ①日米安全保障条約改定＝**新安保条約**（日米相互協力及び安全保障条約） **双方性をもつ！**
- ・〔¹⁵ 専ら防衛目的に必要最低限にとどめる〕で防衛する義務 … 日本で日米いずれかが攻撃を受けた場合、共同行動をとる
 - ・**事前協議制**…安全保障に関する重大な事項は、事前に日米間で協議すること
 - ・10年の期限（その後は自動延長）→ 現在に至る
- ②〔¹⁶ 専ら防衛目的に必要最低限にとどめる〕…在日米軍の日本での地位や基地の使用について規定
米軍兵士に事実上治外法権的なものを認めていると批判もある

1978 〔¹⁷ 専ら防衛目的に必要最低限にとどめる〕合意（日米防衛協力のための指針）

- ・米軍と自衛隊による共同で、作戦などを立てていこう！
- ・〔¹⁸ 専ら防衛目的に必要最低限にとどめる〕…在日米軍の駐留費用を一部負担する約束

1989 **冷戦終結**：東西両陣営の対立が終わる

1991 〔¹⁹ 専ら防衛目的に必要最低限にとどめる〕（アメリカを中心とする国連の多国籍軍 VS イラク）
※自衛隊を海外に派遣できないことで、他国から批判にあう。
「日本は金を払うだけで、人のサポートが無かった！（怒）」
国際貢献の面で、自衛隊の海外派遣について議論が起こる。

1992 〔²⁰ 専ら防衛目的に必要最低限にとどめる〕成立：自衛隊が**国連平和維持活動（PKO）**に参加

1997 〔²¹ 専ら防衛目的に必要最低限にとどめる〕成立

1999 〔²² 専ら防衛目的に必要最低限にとどめる〕成立：日本周辺に有事が生じたとき、日本本土への攻撃がなくても米軍の後方支援や、民間の協力の要請を行うことができる

2001 **アメリカ同時多発テロ**：同年、**テロ対策特別措置法**を制定し、自衛隊を**インド洋**へ派遣
さらに国際情勢は悪化…

2003 **有事関連3法成立**：日本が攻撃を受けた際の対処を規定

2003 **イラク復興支援特別措置法**：イラクの非戦闘地域へ自衛隊派遣（＝初の戦時下陸上派遣）

2004 **有事関連7法成立**：日本が攻撃を受けた際の対処を規定

2009 **海賊対処法**成立：海賊の被害から守るため、自衛隊を派遣

2014 〔²³ 専ら防衛目的に必要最低限にとどめる〕の行使を容認

2015 〔²⁴ 専ら防衛目的に必要最低限にとどめる〕：自衛隊の海外派遣や米軍などへの支援を「より拡大」。

(iii) 国連平和維持活動(PKO)

★PKO (国連平和維持活動)

- ☑ 1992年 **PKO 協力法**を制定し、自衛隊のPKO参加を条件付きで認める
- ☑ **PKO 5原則**に沿って、活動に参加していく → 1992年、自衛隊が**カンボジア**に派遣（初の海外派遣）
（ → その後、モザンビーク、東ティモール、ネパール、.....などに派遣）
- ☑ 国連で具体的に明記されている訳ではないが、6章の平和的手段と7章の強制的な手段の両方の性質をもつことから、**6章半活動**と呼ばれている。

▼PKO 参加 5原則

- ①**当事国の合意**: 派遣先の国や相手国が受け入れに同意していること
- ②**停戦の合意**: 派遣先の国や相手国が停戦すると合意していること
- ③**中立を保持**: 平和維持が目的なのでいずれかに加担してはいけない
- ④**原則に反したら撤収**: ①～③の条件が守られないなら中断・撤収
- ⑤**武器使用は最小限**: 自衛のための最低限の武器使用に留めること



(iv) 近年の防衛政策

■POINT1: 集団的自衛権の容認 (2014年容認→2015年法改正)



▲個別的自衛権



▲集団的自衛権

集団的自衛権の行使は、日本国憲法の下で行使するのは禁止という立場をとってきた。しかし、2014年にそれまでの憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定がなされた。

■POINT2: 安全保障関連法の制定 (2015年)

自衛隊法やPKO協力法など既存10法の改正と、国際平和支援法という新法の制定を総称したもの。

	従来	変更後
PKO 協力法【改正】	国連が総括する平和維持活動に限定	PKO 以外の活動へも参加可能に
事態対処法【改正】	日本が直接武力攻撃を受けたら、自衛隊が武力で対処（ 個別的自衛権 ）	他国への武力攻撃であっても、日本の存立が危うい場合（ ²⁵ ）には武力行使が可能に（ 集団的自衛権 ）
国際平和支援法【新法】		国会の承認があれば、法整備をしなくとも現に戦闘している地域以外であれば派遣可能に

(v) 平和主義に関連する判例

砂川事件 (1959最高裁)

平和主義 (日米安保条約)

内容

1957年、東京都砂川町の米軍飛行場拡張に反対するデモ隊が、立ち入り禁止の柵を破壊し起訴された事件。事件の裁判とともに、米軍が駐留する **日米安保条約** が憲法9条に違反だと主張。

構図

A 在日米軍は合憲 VS **B** 在日米軍は違憲
米軍は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の範囲内であり、9条が禁止する戦力には該当しない
米軍は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の限度を超えており、日本に駐留するのは違反だ

判決

憲法判断せず

第一審では **米軍駐留は違憲** と判断されたが、最高裁では在日米軍は「戦力ではない」と判断。
安保条約の判断については、**統治行為論** で回避した。

恵庭事件 (1967札幌地裁)

平和主義 (自衛隊)

内容

1962年、北海道恵庭町にある自衛隊演習場の爆音に悩む牧場経営者が、通信連絡線を切断。自衛隊法に反すると起訴された裁判の中で、被告人側がそもそも **自衛隊法** の存在が9条違反だと主張。

構図

A 自衛隊は合憲 VS **B** 自衛隊は違憲
自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の範囲内であり、9条が禁止する戦力には該当しない
自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の限度を超えており、日本に存在するのは違反だ

判決

憲法判断せず

牧場経営者は無罪の判決となったものの、本題であった自衛隊が憲法9条に違反しているかどうかについては、審議がする必要がないとして裁判は終了した。

長沼ナイキ基地訴訟 (1982最高裁)

平和主義 (自衛隊)

内容

北海道長沼町の国有林が、1968年の自衛隊ミサイル基地建設のために保有林指定が解除された。住民は解除取り消しを求め訴訟を起こすと同時に、自衛隊が憲法9条に違反していると主張した。

構図

A 自衛隊は合憲 VS **B** 自衛隊は違憲
自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の範囲内であり、9条が禁止する戦力には該当しない
自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の限度を超えており、日本に存在するのは違反だ

判決

憲法判断せず

第一審では、**住民勝訴・自衛隊は違憲** という結果が出たものの、第二審では、住民敗訴・自衛隊の判断は避けるという結果に。第三審では、住民敗訴のまま。憲法判断については触れられなかった。

自衛隊イラク派遣差し止め訴訟 (2008名古屋高裁)

平和主義 (自衛隊)

内容

自衛隊のイラク派遣を違憲とし、その差し止めと、平和的生存権の侵害として賠償を求めた集団訴訟。札幌・名古屋・東京などで市民らが裁判を起こした。

構図

A イラク派遣は合憲 VS **B** イラク派遣は違憲
自衛隊のイラク派遣は条件付きで実施されており憲法9条が認める範囲内での活動である
自衛隊の派遣実態を考えると、憲法9条で定める限度を超えており、憲法違反である

判決

違憲
(原告請求は却下)

名古屋高裁において、イラク派遣の差し止めと賠償請求については却下されたものの、航空自衛隊の空輸活動は憲法9条1項に違反すると判断。(高等裁判所で初の違憲判決)

平和主義



(i) 平和主義と自衛隊

憲法 9 条

- [第1項] 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる[**戦争**]と、武力による[**威嚇**]又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- [第2項] 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の[**交戦権**]は、これを認めない。

以上の条文にある通り、9条第1項にて〔¹ **戦争放棄**〕、第2項にて「戦力の〔² **不保持**〕と〔³ **交戦権**〕の否認」を定めている。この前提がある中で、日本はどのように安全保障体制を作ってきたのだろうか。

■平和主義制定の背景

日中戦争～WW2を通して、日本は300万人以上の死者 → 戦争を2度と起こさせない確固たる決意
 憲法前文では戦争放棄の理念が記載され、全人類に〔⁴ **平和的生存権**〕を保障する姿勢が確認された。

Q,では、なぜ日本には自衛隊や米軍基地があるのか？

⇒ 戦後のアメリカの動きが関係している

■第二次世界大戦後の日米関係

戦後	GHQの管理下に入った日本	GHQは、日本に対し 軍隊の放棄 を指示→平和国家の実現を目指す
冷戦の勃発（アメリカを中心とする西側 VS ソ連・中国などによる東側）←日本はアメリカ側		
1950	〔 ⁵ 朝鮮戦争 〕勃発 〔 ⁶ 警察予備隊 〕発足	これをきっかけに、GHQは日本へ 再軍備の指令 を実施
1951	サンフランシスコ平和条約 ：占領の解除 〔 ⁷ 日米安全保障条約 〕締結：米軍の〔 駐留 〕と〔 基地使用 〕を認める	
1952	〔 ⁸ 保安隊 〕に改組	
1954	〔 ⁹ 自衛隊 〕として強化：同年に制定された自衛隊法に基づいて、業務を実施	

この自衛隊などの部隊は、憲法で禁止されている「戦力」にあたるのでは？という違憲論が唱えられてきたが、解釈を変化させながら活動を存続させている。



「警察予備隊の目的は治安維持にあり、軍隊ではない。」(1950年 吉田茂首相)



「我が国と密接な他国に対する攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされる場合、国民を守るために他の手段がないのであれば必要最小限の実力行使は自衛のための措置として憲法上許容される」(2014年 安倍晋三首相)



「憲法が禁じている戦力とは、自衛のための最小限度を超えるものを指している。」(1972年 田中角栄首相)

■日本の防衛政策方針

- (1) 〔¹⁰ **文民統制**〕 (〔¹¹ **シビリアン・コントロール**〕)
 - ・自衛隊を統轄するのは文民 (= **軍人でない人**) であるとする考え方
 - ・自衛隊は **内閣総理大臣** が**最高指揮権**をもち、国会や政府の統制下におく
 - ・内閣には国防に関する審議を行なう〔¹² **国家安全保障会議**〕(日本版 NSC) が設けられている
- (2) 〔¹³ **専守防衛**〕: 相手から武力攻撃を受けた時に初めて防衛力を行使し、その行使は自衛のための必要最低限にとどめる
- (3) 〔¹⁴ **非核三原則**〕 (1967 佐藤栄作内閣が表明、1971 国会で決議)
= 「核兵器を もたず・つくらず・もちこませず」

(ii)アメリカとの関係

1951 **日米安全保障条約**調印 …米軍が日本に駐留することを認める。日本は必要な基地を提供しただけ!

- 1960 ①日米安全保障条約改定 = **新安保条約** (日米相互協力及び安全保障条約) **双方性をもつ!**
- ・〔¹⁵ **共同**〕で防衛する義務 … 日本で日米いずれかが攻撃を受けた場合、共同行動をとる
 - ・**事前協議制**…安全保障に関する重大な事項は、事前に日米間で協議すること
 - ・10年の期限(その後は自動延長) → 現在に至る
- ②〔¹⁶ **日米地位協定**〕…在日米軍の日本での地位や基地の使用について規定
米軍兵士に事実上治外法権的なものを認めていると批判もある

- 1978 〔¹⁷ **ガイドライン**〕合意(日米防衛協力のための指針)
- ・米軍と自衛隊による共同で、作戦などを立てていこう!
 - ・〔¹⁸ **思いやり予算**〕…在日米軍の駐留費用を一部負担する約束

1989 **冷戦終結** : 東西両陣営の対立が終わる

- 1991 〔¹⁹ **湾岸戦争**〕(アメリカを中心とする国連の多国籍軍 VS イラク)
※自衛隊を海外に派遣できないことで、他国から批判にあう。
「日本は金を払うだけで、人のサポートが無かった!(怒)」
国際貢献の面で、自衛隊の海外派遣について議論が起こる。

1992 〔²⁰ **PKO 協力法**〕成立 : 自衛隊が**国連平和維持活動(PKO)**に参加

1997 〔²¹ **新ガイドライン**〕成立

1999 〔²² **周辺事態法**〕成立 : 日本周辺に有事が生じたとき、日本本土への攻撃がなくても米軍の後方支援や、民間の協力の要請を行うことができる

2001 **アメリカ同時多発テロ** : 同年、**テロ対策特別措置法**を制定し、自衛隊を**インド洋**へ派遣
さらに国際情勢は悪化…

2003 **有事関連3法成立** : 日本が攻撃を受けた際の対処を規定

2003 **イラク復興支援特別措置法** : イラクの非戦闘地域へ自衛隊派遣 (=初の戦時下陸上派遣)

2004 **有事関連7法成立** : 日本が攻撃を受けた際の対処を規定

2009 **海賊対処法**成立 : 海賊の被害から守るため、自衛隊を派遣

2014 〔²³ **集団的自衛権**〕の行使を容認

2015 〔²⁴ **安全保障関連法**〕 : 自衛隊の海外派遣や米軍などへの支援を「より拡大」。

(iii) 国連平和維持活動(PKO)

★PKO (国連平和維持活動)

- ☑ 1992年 **PKO 協力法**を制定し、自衛隊のPKO参加を条件付きで認める
- ☑ **PKO 5原則**に沿って、活動に参加していく → 1992年、自衛隊が**カンボジア**に派遣 (初の海外派遣)
(→ その後、モザンビーク、東ティモール、ネパール、**南スーダン**などに派遣)
- ☑ 国連で具体的に明記されている訳ではないが、6章の平和的手段と7章の強制的な手段の両方の性質をもつことから、**6章半活動**と呼ばれている。

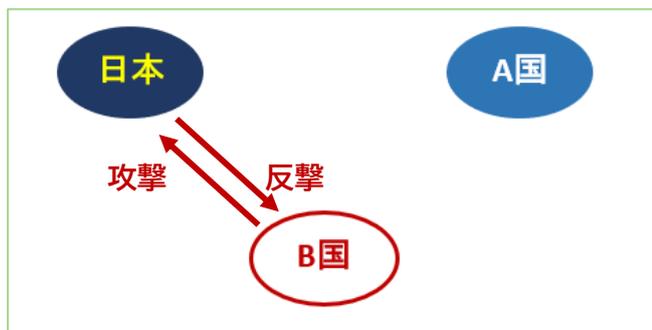
▼PKO 参加 5 原則

- ①**当事国の合意**: 派遣先の国や相手国が受け入れに同意していること
- ②**停戦の合意**: 派遣先の国や相手国が停戦すると合意していること
- ③**中立を保持**: 平和維持が目的なのでいずれかに加担してはいけない
- ④**原則に反したら撤収**: ①~③の条件が守られないなら中断・撤収
- ⑤**武器使用は最小限**: 自衛のための最低限の武器使用に留めること

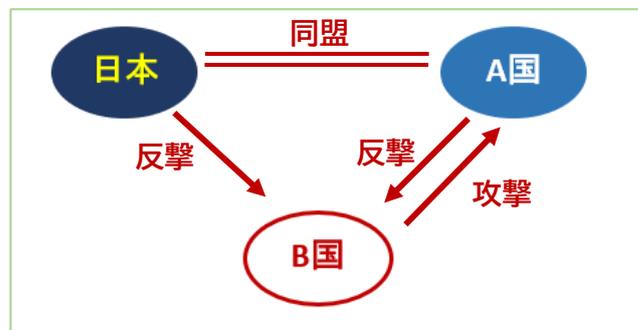


(iv) 近年の防衛政策

■POINT1 : 集団的自衛権の容認 (2014年容認→2015年法改正)



▲個別的自衛権



▲集団的自衛権

集団的自衛権の行使は、日本国憲法の下で行使するのは禁止という立場をとってきた。しかし、2014年にそれまでの憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定がなされた。

■POINT2 : 安全保障関連法の制定 (2015年)

自衛隊法やPKO協力法など既存10法の改正と、国際平和支援法という新法の制定を総称したもの。

	従来	変更後
PKO 協力法【改正】	国連が総括する平和維持活動に限定	PKO 以外の活動へも参加可能に
事態対処法【改正】	日本が直接武力攻撃を受けたら、自衛隊が武力で対処 (個別的自衛権)	他国への武力攻撃であっても、日本の存立が危うい場合(〔 ²⁵ 存立危機事態 〕)には武力行使が可能に (集団的自衛権)
国際平和支援法【新法】		国会の承認があれば、法整備をしなくとも現に戦闘している地域以外であれば派遣可能に

(v) 平和主義に関連する判例

砂川事件 (1959最高裁)

平和主義 (日米安保条約)

内容

1957年、東京都砂川町の米軍飛行場拡張に反対するデモ隊が、立ち入り禁止の柵を破壊し起訴された事件。事件の裁判とともに、米軍が駐留する **日米安保条約** が憲法9条に違反だと主張。

構図

A 在日米軍は合憲 VS **B** 在日米軍は違憲
米軍は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の範囲内であり、9条が禁止する戦力には該当しない
米軍は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の限度を超えており、日本に駐留するのは違反だ

判決

憲法判断せず

第一審では **米軍駐留は違憲** と判断されたが、最高裁では在日米軍は「戦力ではない」と判断。
安保条約の判断については、**統治行為論** で回避した。

恵庭事件 (1967札幌地裁)

平和主義 (自衛隊)

内容

1962年、北海道恵庭町にある自衛隊演習場の爆音に悩む牧場経営者が、通信連絡線を切断。自衛隊法に反すると起訴された裁判の中で、被告人側がそもそも **自衛隊法** の存在が9条違反だと主張。

構図

A 自衛隊は合憲 VS **B** 自衛隊は違憲
自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の範囲内であり、9条が禁止する戦力には該当しない
自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の限度を超えており、日本に存在するのは違反だ

判決

憲法判断せず

牧場経営者は無罪の判決となったものの、本題であった自衛隊が憲法9条に違反しているかどうかについては、審議がする必要がないとして裁判は終了した。

長沼ナイキ基地訴訟 (1982最高裁)

平和主義 (自衛隊)

内容

北海道長沼町の国有林が、1968年の自衛隊ミサイル基地建設のために保有林指定が解除された。住民は解除取り消しを求め訴訟を起こすと同時に、自衛隊が憲法9条に違反していると主張した。

構図

A 自衛隊は合憲 VS **B** 自衛隊は違憲
自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の範囲内であり、9条が禁止する戦力には該当しない
自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の限度を超えており、日本に存在するのは違反だ

判決

憲法判断せず

第一審では、**住民勝訴・自衛隊は違憲** という結果が出たものの、第二審では、住民敗訴・自衛隊の判断は避けるという結果に。第三審では、住民敗訴のまま。憲法判断については触れられなかった。

自衛隊イラク派遣差し止め訴訟 (2008名古屋高裁)

平和主義 (自衛隊)

内容

自衛隊のイラク派遣を違憲とし、その差し止めと、平和的生存権の侵害として賠償を求めた集団訴訟。札幌・名古屋・東京などで市民らが裁判を起こした。

構図

A イラク派遣は合憲 VS **B** イラク派遣は違憲
自衛隊のイラク派遣は条件付きで実施されており憲法9条が認める範囲内での活動である
自衛隊の派遣実態を考えると、憲法9条で定める限度を超えており、憲法違反である

判決

違憲
(原告請求は却下)

名古屋高裁において、イラク派遣の差し止めと賠償請求については却下されたものの、航空自衛隊の空輸活動は憲法9条1項に違反すると判断。(高等裁判所で初の違憲判決)